(三)　変更後の指定施業要件
　1　立木の伐採の方法
　(1)　主伐は、択伐による。
　(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年九月十四日

農林水産大臣　山田　正彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成七年七月十九日農林水産省告示第九百九十一号

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年九月十四日

農林水産大臣　山田　正彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鳥取県八頭郡智頭町大字埴師字ノミ谷山一一四八の一、一一四九の一、一一四九の四から一一四九の三九まで、字大サコ山一一五一の一、一一五一の二、字シゃク谷山一一五二の一から一一五二の二、字シゃク谷山一一五二の一から一一五三の三まで、一一五三の一から一一五三の三まで、字カ子ツキ谷山一一五四の四から一一五四の一二まで、一一五四の二〇、一一五四の六四、字清水ヶ平一一五五の五、字ヲコフ谷一一五九の五から一一五九の一三まで

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年九月十四日

農林水産大臣　山田　正彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県八頭郡若桜町大字落折字大渕頭二六四の二、大字小船字ウヲノデ一一七五、一一七六の二、一一七八から一一八〇まで、字今出一一八一の一、一一八二の一、一一八三、一一八四、一一八五の一、一一八五の二、一一八六、一一八七、一一八八の一、一一八九の一

(一)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(二)　変更後の指定施業要件
　1　立木の伐採の方法
　(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
　(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県八頭郡若桜町大字落折字中河原二七七の一七五、二七七の二一二、字フロノモト二八〇の一〇から二八〇の一五まで、大字長砂字寺ノ谷三二四、大字中原字下モ谷一〇八六の二、一〇八六の三、一〇八七の一から一〇八七の三まで、一〇八八、一〇八八の一、字上ミノ谷一一二九の二から一一二九の四まで、一一二九の六、一一二九の四八、一一三九から一一四四まで、字畑ヶ谷一一六九の一、一一六九の二、一一七〇、一一七〇の一、一一七一から一一七三まで、一一七四の一から一一七四の四まで、一一七四の六、大字小船字赤渕一二〇〇、一二〇〇の一、一二〇〇の二、一二〇一から一二〇四まで、一二〇五の一、一二〇六の一、一二〇七、字ゲン浪一二〇八の一から一二〇八の五まで、一二〇九から一二一二まで

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件
　1　立木の伐採の方法
　(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
　(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県八頭郡若桜町大字落折字上ノ山一八三の一、一八三の二、字秋カリヨフ二七七の九七、二七七の一六七、二七七の二二九、字大林二八五の一、大字中原字下モ谷一〇九七、一一一〇、一一一〇の一、一一一一、大字小船字ゲン浪一二一六の三、字大将軍一二二五、一二二五の一、一二二六から一二二八まで

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件
　1　立木の伐採の方法
　(1)　主伐は、択伐による。
　(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年九月十四日

農林水産大臣　山田　正彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県八頭郡智頭町大字奥本字半田九六四の一、九六五から九六九まで、大字真鹿野字神田吉松三二〇の三

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件
　1　立木の伐採の方法
　(1)　主伐は、択伐による。
　(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県八頭郡智頭町大字穂見字深谷口八八二

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件
　1　立木の伐採の方法
　(1)　主伐は、択伐による。
　(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年九月十四日

農林水産大臣　山田　正彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県鳥取市佐治町津無字飯盛山八五三の一一

(一)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(二)　変更後の指定施業要件
　1　立木の伐採の方法
　(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
　(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。